

札幌圏都市計画特別緑地保全地区の決定（札幌市決定）

都市計画特別緑地保全地区を次のように決定する。

名 称	位 置	面 積	備 考
真駒内柏丘特別緑地保全地区	札幌市南区真駒内柏丘9丁目	約2.2ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

風致又は景観に優れた緑地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市緑地法（第12条第1項第3号イ）に基づき、本案のとおり特別緑地保全地区の指定を行う。